

不動産鑑定業者（茨城県知事登録）の登録申請（新規・更新・登録換え）に係る提出書類要否一覧

書 類 名 称	書類の要否	
	法人	個人
登録申請書（別記様式第7）	○	○
不動産鑑定業経歴書（添付書類（イ））	○	○
不動産鑑定士及び鑑定士補の氏名（添付書類（ロ））	○	○
誓約書（法第25条各号）	○	○
専任不動産鑑定士の辞令等（※1）	○	○
専任不動産鑑定士の住民票の抄本（※2）	×	○
登録申請書の略歴書	○	○
専任不動産鑑定士の略歴書	○	○
定款又は寄付行為（※3）	○	×
登記事項証明書	○	×

備 考

（※1）登録申請者が専任の不動産鑑定士を兼ねる場合、辞令等は不要です。

（※2）不動産鑑定士の登録をしている住所が、住民票の住所と同一である場合、住民票の抄本は不要です。

（※3）定款の場合、

- ・末尾に「原本と相違ない」旨の記載があること
- ・会社名、代表者名及び日付の記載があること
- ・代表者印が押印されていること

以上の3点をご確認下さい。